

GJP - Thailand Newsletter – December 2014

BOI 新投資奨励策を発表

タイ投資委員会（BOI）は2014年12月4日に新投資奨励策を発表するとともに、12月15日、22日に相次ぎ投資家向け説明会を開催しました。新投資奨励策は2015年1月1日以降の申請から適用されることとなります。

✚ 投資特典の改正

新投資奨励策では、地方への分散投資を目的とした従来のゾーン別の投資特典は廃止され、①業種別の投資特典（Activity-based Incentive）と、②メリットを考慮した追加の投資特典（Merit-based Incentive）の2種類の投資特典が用意されました。

業種別の投資特典（Activity-based Incentive）においては、今後のタイの国際競争力の向上等に必要と考えられる業種の重要度に応じて、個々の業種について、法人税の免税特典が与えられるグループ A（A1～A4）と、法人税の免税特典が与えられないグループ B（B1～B2）に分類されました。

投資奨励の対象となる業種の数自体に大幅な減少は無かったものの、個々の業種において、グループ A に分類されるには高度な技術の活用が要求されている点が特徴的です。それぞれ A1～A4 及び B1～B2 に分類される業種の投資特典の概要は、下表のとおりです。

Activity-based Incentive				
産業区分			法人税免税	その他特典
A1	知識集約産業、研究開発等	22 業種	8 年(免税額の上限なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の輸入税の免税 (B2を除く) ・輸出用製品に使用する輸入原材料の輸入税の免税 ・土地所有許可 ・ビザ・ワークパミットの優遇 ・外貨による海外送金許可
A2	インフラ開発、先進技術産業	49 業種	8 年(免税額は投資額を限度)	
A3	高度技術産業	69 業種	5 年(免税額は投資額を限度)	
A4	サプライチェーン強化に資する産業	48 業種	3 年(免税額は投資額を限度)	
B1	高度技術を有しない補助産業(バリューチェーンに重要)	42 業種	なし	
B2		6 業種		

例えば、自動車及び自動車部品の業種についての分類は、下表のとおりとなっています。BOI のウェブサイト公表されている投資奨励業種リスト（英語版、日本語版）を添付しておりますので、貴社の業種が A1～A4 及び B1～B2 のどれに該当するかご確認ください。なお、実際の投資奨励の申請にあたっては、添付のリストに記載されていない諸条件等が定められている可能性もありますので、事前に詳細を BOI にご確認いただくことをお薦めいたします。

自動車及び自動車部品		
業種	細目又は条件	分類

Newsletter
GJP - Thailand

お問い合わせ

税務

柴田 智以
Associate Director
tshibata1@kpmg.co.th

伊藤 進
Manager
sito1@kpmg.co.th

監査

三浦 一郎
Partner
imiura@kpmg.co.th

宮田一宏
Associate Principle
kazuhiro@kpmg.co.th

星谷 浩一
Manager
khoshiya1@kpmg.co.th

丹羽 源
Manager
gniwa1@kpmg.co.th

アドバイザー

古川 英典
Executive Director
hidenori@kpmg.co.th

坂東 亮
Associate Director
rbando@kpmg.co.th

■ 日系企業支援
サービス紹介ウェブ

➤ 配信を希望する
➤ 配信を希望しない

4.6 一般自動車の製造	Merit-based Incentive の対象外		B1
4.7 車両エンジンの製造	以下の 5 部品中、4 点以上を成形加工しなければならない シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド		A3
4.8 車両部品の製造	4.8.1 高度技術を使用する車両部品	- 触媒コンバーターの回路基盤 - 電子燃料噴射システム - 自動車用トランスミッション - 電子制御ユニット	A2
	4.8.2 安全及び省エネルギー部品	- アンチロックブレーキ装置 - 電子制御ブレーキシステム - 電子安定性制御 - 再生ブレーキシステム - アイドリングストップシステム - Autonomous Emergency Braking System	
	4.8.3 ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車両の部品	- バッテリー - トラクションモーター - 空調システム	
	4.8.4 車両のゴムタイヤ		
	4.8.5 その他の自動車部品		B1

一方、メリットを考慮した追加の投資恩典（Merit-based Incentive）においては、競争力の向上、地方への投資分散、産業地区の開発という3つの観点から、一定の要件を満たす投資に対して、追加的に法人税の免税恩典等が付与されることとなります（ただし、Activity-based Incentive と合わせた法人税の免税期間は8年が限度とされます）。Merit-based Incentive による追加の投資恩典の概要は、Activity-based Incentive の分類に応じて、それぞれ下表のとおりです。

Merit-based Incentive				
分類	競争力の向上	地方への分散投資		産業地区の開発
		一定額以上の研究開発や技術研修等の投資を行った場合	所得が低い20県(*1)に立地する場合	
A1	N/A	5年間の法人税の50%減免を追加	運送費及び水道光熱費の10年間の二重の所得控除、インフラ投資額の25%の追加所得控除(*2)	N/A
A2	その支出額分、法人税の免税上限額が増加			1年間の法人税の免税を追加
A3	収入に対する研究開発や技術研修等の支出割合又は支出額に応じて、1～3年間の法人税の免税を追加(*2)	3年間の法人税の免税を追加(*2)		N/A
A4				
B1				
B2				

(*1) Kalasin, Chaiyaphum, Nakhon Phanom, Nan, Bueng Kan, Buri Ram, Phrae, Maha Sarakham, Mukdahan, Mae Hong Son, Yasothon, Roi Et, Si Sa Ket, Sakhon Nakhon, Sa Kaew, Sukhothai, Surin, Nong Bua Lamphu, Ubon Ratchatani, Amnatcharoen の 20 県

(*2) Activity-based Incentive でグループ B に分類される場合でも、条件を満たせば、法人税の免税等が与えられる。この場合、投資奨励を申請する際に、Merit-based Incentive の投資恩典を申請する必要がある。

なお、この他に、タイ南部国境県(*1)および特別経済開発区(*2)への一定の要件を満たす投資については、2015年1月1日～2017年12月31日までの投資奨励申請に限り、最大で8年間の法人税の免税+5年間の法人税の50%減免などの税制優遇措置が付与されます。

(*1) ヤラ県、パタニ県、ナラティワート県、サトゥーン県の4県及びソククラ県の4郡(チャナ郡、ナータウィー郡、サバヨイ郡、テーパー郡)

(*2) ミャンマー、カンボジア、ラオス、マレーシアと国境を接するターク、トラート、サゲーオ、ソクラー、ムクダハーンの5県の経済開発区

従来は、10年以内の中古機械は第三者機関の検査証明書があれば輸入税の免税を受けて奨励事業に使用でき、10年超の中古機械であっても輸入税は免除されないものの、奨励事業に使用することができました。今回の新投資奨励策では、5年超の中古機械について、奨励事業での使用が原則として禁止されました。

	5年以内	5年超 10年以内	10年超
奨励事業への使用可否	可(*1)	不可 (プレス機械のみ可)(*1)	不可
輸入税の免税	免税なし		

(*1) 信頼できる第三者機関による検査証明書が必要。新基準では能力証明に加え、価格評価、環境への影響、エネルギー消費量の証明も必要となった。

(*2) 海運輸送、空運輸送及び金型産業では、BOIが妥当と判断する限りにおいて、輸入税の免税を受けて奨励事業に使用することが認められる。

✚ 国際物流ハブ機能の強化

一大生産拠点となったタイをアジア周辺諸国における物流ハブとすべく、従来の Regional Operating Headquarters(“ROH”)及び International Procurement Office(“IPO”)が新たに、地域統括本部 (International headquarters: IHQ) 及び国際貿易事業 (International trading centers: ITC) という業種に区分されました。

IHQにおいては、従来 ROH で要求された3カ国以上の海外関連会社又は海外支店へのサービス提供が1カ国以上という要件に緩和され、また、一定のトレーディング事業も奨励事業の対象とされています。

IHQ や ITC に対しては、一定の税制優遇措置が付与される見込みですが、その税制優遇措置の詳細や要件については、財務省が来年の1月末を目処に発表するとのコメントがありました。

今回の BOI の新投資奨励策についてご質問等ございましたら、弊社の税務担当者までお問い合わせ下さい。

STAY CONNECTED >>>



Twitter : www.twitter.com/KPMG_TH

Facebook : www.facebook.com/KPMGinThailand

YouTube : www.youtube.com/KPMGinThailand

[Unsubscribe](#) | [Legal](#) | [Privacy](#)

© 2014 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.